

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
55	環境省	<p>循環型社会形成の推進及び廃棄物に係る諸問題の解決に資する研究事業、技術開発事業等の推進のため、廃棄物処理等科学研究費補助金により以下の3事業を実施している。</p> <p>廃棄物処理対策研究事業 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 廃棄物対策研究推進事業</p> <p>競争的資金制度を活用したこれらの制度において広く研究テーマや開発する技術を募り、評価の高い課題に対し必要経費を補助している。</p>	<p>廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援を行った。また廃棄物対策研究推進事業によりこうした成果の普及に努めた。</p> <p>平成16年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 51件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 12件 平成17年度の採択課題 廃棄物処理対策研究事業 49件 次世代廃棄物処理技術基盤整備事業 7件 また、平成17年度事業の公募を平成16年中に行い、採択時期の早期化に努めた。</p>	<p>平成15年度に続き、廃棄物等の発生抑制、回収された廃棄物等の循環的な利用の促進等に資する研究や技術開発への支援及び当該研究成果等の普及を着実に実施した。</p> <p>また、採択時期の早期化により、本制度の充実及び効果的・効率的運用を図った。</p>	<p>また、平成17年度中に、外部委員により本事業の事業評価を実施し、今後の事業の方向性等について検討するなど、引き続き本制度の充実及び効果的・効率的運用に努めていく。</p>
56	環境省	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度より、産業廃棄物処理施設において高効率な廃棄物発電施設を整備する場合、発電効率等一定の要件を満たすものに対して、国庫補助を行っている。</li> <li>平成17年度からは従来の廃棄物発電施設に加え、廃棄物熱供給施設及び廃棄物燃料製造施設を補助対象施設に加えている。</li> </ul>	<p>平成16年度においては、3事業者が整備する産業廃棄物発電施設に対して国庫補助を行った。</p>	<p>平成17年度からは温暖化対策の施設整備のメニューを増強し、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を推進している。</p>	<p>今後もこれまでどおり推進予定</p>
57	環境省	<p>容器包装ライフ・サイクルアセスメントに係る調査事業（廃）</p> <p>容器包装リサイクル法においては法の施行から現在に至るまでの間、分別収集を実施する市町村数及びリサイクル量は増加しており、着実に制度が浸透してきている。</p> <p>平成14年から3カ年の予定で飲料容器を対象としてライフ・サイクル・アセスメント（LCA）の手法を用いて環境負荷の側面を把握するとともに、環境負荷の低減に繋がる容器の普及に向けた施策の在り方を検討することを目的に「容器包装ライフ・サイクル・アセスメントに係る調査事業」を実施。</p>	<p>平成16年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象容器を現在の市場等を踏まえ再抽出</li> <li>ライフサイクルフローを直近にあわせ修正</li> <li>これまで収集・構築したライフ・サイクル・イベントリーデータを最新のものに修正</li> <li>家庭における洗浄工程をライフ・サイクル・イベントリー分析に取り入れる。</li> <li>以上のような調査を実施するとともに、これまでの調査結果とあわせて、本調査結果の解釈や限界及び課題等を整理し、最終報告を取りまとめた。</li> </ul>	<p>平成14年から3カ年の予定であった当該事業においては、平成16年度にある程度の方向性を示した調査最終報告が取りまとまるに至った。今後は、この調査結果を環境負荷の低減に繋がる容器の普及に向けた施策の検討へ資する予定である。</p>	

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
58	環境省	<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。</li> <li>・環境ラベル等データベースや、特定調達物品に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開している。</li> <li>・行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。</li> <li>・アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業(東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業)の約50%及び非上場企業(従業員500人以上の非上場企業及び事業所)の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。</li> </ul>	<p>平成15年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成。</p> <p>環境ラベル等データベースにおいては、平成14年8月から本格的運用。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新。</p> <p>特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新。</p> <p>グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始した。</p> <p>情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の取組の普及を図っている。</p> <p>平成16年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体約41.5% (都道府県及び政令指定都市では100%)</li> <li>・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業 上場企業の64.7%、非上場企業の51.5%</li> </ul>	<p>国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において、前回は90%以上、今回は95%以上と上昇しており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。</p> <p>各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、第1回フォローアップ時と比較して、更に充実したといえる。</p>	<p>地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が遅れているため、地方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。</p> <p>更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実とシステムの機能面の拡充を図る。</p>
60	環境省	<p>ライフサイクルアセスメントの普及</p> <p>環境保全型の製品の普及を促進するため、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価するLCA評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。</p> <p>LCA評価に基づく製品の環境負荷の情報をわかりやすい形で提供する事が求められていることを踏まえ、商品やサービスに起因する環境負荷を、ライフサイクル的視点から定量化し、その結果をわかりやすく消費者に提供するシステムを構築した。</p> <p>システムの試験運用を平成17年6月から開始する。</p>	<p>LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数)データベースを作成した。</p> <p>商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用を平成17年6月から開始するため、システムに関する消費者向けのガイドブックを作成した。</p> <p>グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。</p>	<p>商品等に起因する環境負荷をライフサイクル的視点から定量化し、その結果を消費者に提供するシステムの試験運用に向けて準備が進んでおり、ライフサイクルアセスメントの普及に向けて取組が進んだといえる。</p>	<p>今後は、システムの対象品目の拡大とデータの充実、LCA評価結果の表示の仕方に関する検討が必要である。</p>

第3節 循環型社会ビジネスの振興

個表 頁	府省名	自主点検概要																											
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性																								
61	環境省	<p>事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援 ・事業者の自主的・積極的な環境への取組を支援するためのツールとして「環境会計ガイドライン2005年版」、「エコアクション21(2004年版)」等を取りまとめた。</p> <p>・環境報告書の信頼性の向上のための枠組み作りのため、環境報告書の自己審査及び第三者審査のための方策に関する検討を行った。</p> <p>・「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」の平成17年4月からの施行に向けて、環境報告書の作成が義務付けられる91の特定事業者を政令で指定(平成17年3月16日公布)したほか、環境報告書に最低限記載すべき事項と考えられる「環境報告書の記載事項等」を策定し、告示した(平成17年3月30日公布)。</p> <p>【循環型社会形成推進基本計画における目標】 アンケート調査結果として、上場企業の約50%及び非上場企業の約30%が環境報告書を公表し、環境会計を実施するようになることを目標とします。</p>	<p>近年、企業の環境問題への姿勢がより積極的なものへと変化していることに加えて、環境省において、環境報告書や環境会計のガイドラインを策定したことなどにより、環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業が増加している。</p> <p>環境報告書を作成している企業は年々着実に増加している。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成15年</td> <td>平成16年</td> </tr> <tr> <td>上場企業</td> <td>478社(38.7%)</td> <td>510社(45.3%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>265社(17.0%)</td> <td>291社(20.8%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>743社(26.6%)</td> <td>801社(31.7%)</td> </tr> </table> <p>環境会計を導入している企業は年々着実に増加している。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成15年</td> <td>平成16年</td> </tr> <tr> <td>上場企業</td> <td>393社(31.8%)</td> <td>416社(36.9%)</td> </tr> <tr> <td>非上場企業</td> <td>268社(17.2%)</td> <td>296社(21.2%)</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>661社(23.6%)</td> <td>712社(28.2%)</td> </tr> </table> <p>中小事業者向けの環境活動評価プログラム(エコアクション21)について、「エコアクション21(2004年版)」としてガイドラインを改訂した。また、本年度より財団法人地球環境戦略研究機関によるエコアクション21に取り組む事業者を対象とした認証・登録制度が始まっており、認証・登録事業者数は154社である。(平成17年3月末現在)さらに、エコアクション21の指導者講習会を計3回開催した。</p>		平成15年	平成16年	上場企業	478社(38.7%)	510社(45.3%)	非上場企業	265社(17.0%)	291社(20.8%)	全体	743社(26.6%)	801社(31.7%)		平成15年	平成16年	上場企業	393社(31.8%)	416社(36.9%)	非上場企業	268社(17.2%)	296社(21.2%)	全体	661社(23.6%)	712社(28.2%)	<p>環境報告書公表企業及び環境会計実施企業について見ると、その数、割合ともに順調に増加しており、進展の傾向にある。中小企業向けの環境活動評価について、新たに認証・登録制度が導入されたことで、更なる普及促進が期待できるばかりでなく、その取組状況の把握が容易になることから、今後も更なる進展が期待できる。</p>	<p>【今後の課題】 事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に沿って、環境報告書の記載事項をより充実させるための検討や、公的法人への説明会の実施等による、環境に配慮した事業活動の促進のために必要な施策の推進が必要である。</p> <p>金融業界におけるグリーン化を進め、社会的責任投資の推進などを通じて、環境保全のみならず広く持続可能性をも視野に入れた企業の社会的責任(CSR)への取組を積極的に促進することが必要である。</p> <p>【見直しの方向性】 環境報告書の記載事項充実のための検討や、公的法人への説明会の実施など環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要がある。</p>
	平成15年	平成16年																											
上場企業	478社(38.7%)	510社(45.3%)																											
非上場企業	265社(17.0%)	291社(20.8%)																											
全体	743社(26.6%)	801社(31.7%)																											
	平成15年	平成16年																											
上場企業	393社(31.8%)	416社(36.9%)																											
非上場企業	268社(17.2%)	296社(21.2%)																											
全体	661社(23.6%)	712社(28.2%)																											
64	環境省	<p>サッカー場等の閉鎖的なイベントにリユースカップを導入する際に併せてデポジットを導入し、その効果の検証を実施する。</p>	<p>デポジットの有無によるカップの回収率の差の比較検討を行い、サッカー競技場では返却・回収システムにより回収率が変化すること、入退場のピークが少ない遊園地等のアミューズメント施設では、デポジットの実施を伴わなくても比較的高い回収率が確保できるなどの調査結果を得た。</p>	<p>デポジットの有無による回収率の違いについて、比較検討を実施し、返却回収システムにより回収率が変化すること及びデポジットの有効性を確認した。</p>	<p>リユースカップ導入の際の課題として、イベントの内容や施設の状況、営業の形態などを総合的に勘案して制度を構築し、デポジットの有無や運営のしくみ、実施エリアや対象飲料の範囲などについて最適な選択を行うことが重要であることから、引き続き実証試験を行い、その結果及び過去の結果報告を取りまとめリユースカップ導入マニュアルを作成する。</p>																								
65	環境省	<p>グリーン購入法に基づく調達方針の策定及び推進 環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進する。</p>	<p>平成16年4月1日 環境物品等の調達方針を策定 環境物品等の調達に当たっての配慮の実績 調達方針に掲げた16分野199品目については100%の調達目標を掲げ、調達の際、エコマーク或いはグリーン購入法適合商品等の表示、情報を活用し、調達方針に掲げた判断基準を満たした。それ以外にも、できる限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めた。 特定調達物品以外の環境物品等の調達に当たっては、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品等を調達するように努めた。</p>	<p>調達方針に基づく環境物品等の調達については、100%の目標値に対する達成率は前年度とほぼ変わらないものの、判断基準以上の物品等の調達は増加の傾向にある。</p>	<p>平成16年度の調達については、概ね調達方針に定めた目標を達成できたが、一部の品目については目標を達成できなかったものもあるため、平成17年度以降の調達においては、グリーン購入法の趣旨を各調達主体に引き続き徹底するとともに、従来以上に判断基準より高い水準の物品等の調達に努めていきたい。</p>																								

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
66	宮内庁	庭園工事から発生する伐採・剪定による枝幹・枝葉類については、場内処理または場外搬出処理を行っている。場内処理の場合は、枝幹・枝葉類をチップ処理し、園路や樹林地に敷き均したり堆肥化するなど、場内で再利用している。 また、場外搬出処理についても、工事仕様書上に明記し、請負業者に対し再資源化施設へ持ち込み適正に処分するよう指導している。	適正な処理が行われている。	取組は順調に進んでいる。	現在は、場内処理の際の処理施設が完全に整備されていないため、場外搬出処理の割合が高くなっているが、今後は、場内処理システム及び処理施設の整備について進めていくこととしたい。
67	宮内庁	庭園工事において使用する資材等について、非常に微少ではあるが、工事仕様書に明記し、請負業者に対し再生資材を使用するよう指示している。	取組は順調に進んでいる。	取組は順調に進んでいる。	今後も再生資材の使用を推進する。
68	防衛庁	平成17年1月に「防衛庁環境配慮の方針」の見直しを行った。この基本方針において物質循環に係る施策の推進を掲げ、廃棄物等の発生を抑制するとともに、再使用及び再生利用により減量化を促進する等の施策を推進することとしている。	平成16年度の状況 廃棄物の減量やごみの分別などの取組に対して、職員への周知徹底、回収の徹底、使い捨て製品の抑制、電子メディアの活用、使用量の把握、管理の徹底など各種施策を実施した。	環境への負荷低減としての廃棄物対策の推進については、昨年度に引き続きよく実施されているところである。	環境への負荷低減として物質循環に係る施策の推進については、引き続き、これまでの施策の更なる徹底及び実効ある施策の積極的な推進に努め、環境への負荷低減を図っていくこととする。
69	法務省	刑務作業から発生する廃棄物の処理を外部専門業者に委託し、廃棄物の適正な処理を推進する。	刑務作業から発生する廃棄物については、その発生を極力抑制し、発生した廃棄物については、その処理を外部の専門業者に委託して適正な処理を推進し、循環型経済社会の実現を図った。	適正な処理を継続しており、安定した取組となっている。	刑務作業から発生する廃棄物の処理については、外部の専門業者に委託し、適正な処理を図る。
70	厚生労働省	地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画に基づく取組 厚生労働省においては、ごみの分別に対する取組として、事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収の徹底などを行っている。また、廃棄物減量の取組としては、使い捨て製品の使用や購入の抑制、シュレッダーの秘密文書廃棄の場合のみの利用、コピー機・プリンターのトナーカートリッジの回収と再使用の推進、OA機器・家電製品・車廃棄時における適正処理、物品の在庫管理の徹底による期限切れ廃棄等の防止などを行っている。	(厚生労働省全体) 年間廃棄物排出量(うち可燃ごみ排出量) H14年度 13,014トン/年(10,679トン/年) H15年度 11,707トン/年(9,201トン/年) H16年度 10,631トン/年(8,002トン/年)	いずれも15年度に比べ減少(15年度年間廃棄物排出量 11,707トン/年、うち年間可燃ごみ排出量 9,201トン/年)しており廃棄物排出量の削減の取組は進んでいるものとする。	年間廃棄物排出量のより一層の削減のため、分別のより一層の徹底やごみを出さない活動の推進など、職員全員に対して、循環型社会形成に向けた意識の向上を図る必要がある。
71	厚生労働省	水道事業における廃棄物・リサイクル対策の推進 平成16年6月に定めた「厚生労働省における環境配慮の方針」において、水道施設整備による建設廃棄物の減量化及び建設残土の再生利用の推進に努めることとしている。	水道事業者等に対して、水道法39条第1項の規定に基づく立入検査の際等に「厚生労働省における環境配慮の方針」に従って、水道施設整備による建設廃棄物の減量化、建設残土の再生利用の推進に努めるよう助言を行っている。		「厚生労働省における環境配慮の方針」に従って、水道施設整備による建設廃棄物の減量化、建設残土の再生利用の推進に向けた取組を行っていく。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
72	農林水産省	残留性有機汚染物質(POPs)を含む埋設農薬の無害化処理実証試験を行い、環境上適正な処理方法を確認するとともに、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、埋設農薬の適正処理を進める。	埋設農薬の無害化処理方法を確認し、「POPs 廃農薬の処理に関する技術的留意事項」(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、「埋設農薬最終処理事業」(国庫補助事業)により、埋設農薬の適正処理等を開始した。	「埋設農薬最終処理事業」(国庫補助事業)により、埋設農薬の適正処理等を開始し、着実に取組を進めている。	引き続き、「埋設農薬最終処理事業」(国庫補助事業)により、埋設農薬の適正処理等を行う。
		建設リサイクル法を踏まえ、建設副産物のリサイクルを推進。公共工事で、特に直轄事業において先導的にリサイクルを推進。コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材は直轄事業で平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。	全国ブロック毎に地方整備局、地方農政局、都道府県、公団等で組織する地方建設副産物対策連絡協議会において、建設副産物の有効利用及び再利用等を促進し、建設事業の円滑な推進を図るために必要な情報収集・交換等を実施。	地方建設副産物対策連絡協議会において、講習会や説明会を開催し、関係者に対して情報提供等を行った。	建設廃棄物の抑制、循環利用、適正処理の徹底を引き続き図る。
		人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシン対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。	20企業(21工場)による環境保全施設整備等の導入に対し利子助成措置を実施した。(H15年度は23企業(23工場)に対して実施) 森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、18都道府県において大工・工務店への講習会を実施。(H15年度は20府県で実施)	「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、152団体(平成15年)から182団体(平成16年)に増加するなど、一定の効果が見られた。	環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、木材産業と住宅生産者が連携した「顔の見える木材での家づくり」を支援する技術の開発や情報の体系化・普及の取組を今後も更に推進していくことが必要。
74	経済産業省	産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン 事業者の自主的な取組を促進することを目的として、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。	平成2年にガイドラインが策定されて以来、順次対象品目、対象業種の追加を行っているほか、既存品目・業種についてもリサイクル率などの目標値の見直しなどを行い、企業活動中でのリデュース・リユース・リサイクルの推進のために必要な取組の見直しを行っている。これにより、本ガイドラインの対象としている品目・業種は、一般廃棄物量の約70%、産業廃棄物量の約40%をカバーしたものとなっている。平成15年度には、ガイドラインの見直しを行い、特に事業活動におけるリデュース、リユースを推進するために事業者が取り組むべき事項を多く追加し、事業活動の各段階での資源の有効利用を図っているところ。 平成16年度は、取組の進捗状況を確認するとともに、いくつかの品目・業種において目標値の改定を行ったところ。	平成16年度における品目別・業種別廃棄物処理リサイクルガイドラインのフォローアップにおいては、平成15年度のガイドラインの大幅な改定を踏まえて、個別品目・業種別のこれまで1年間の3R対策の進捗状況と今後行う予定の事項について点検を行った。	今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。 また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
76	経済産業省	<p>特定有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施したほか、バーゼル条約の制度の趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのバーゼル法等説明会を開催した。</p>	<p>バーゼル法に基づく平成16年の輸出の承認件数は11件、輸入の承認件数は19件。 バーゼル法等説明会を平成16年度に全国8か所で開催した。また事前相談件数が大幅に増加した。</p>	<p>輸入承認件数は前年と変わらなかったが、輸出承認件数は6件増えた。 バーゼル法等説明会は開催場所を1カ所増やした。 説明会におけるバーゼル条約・バーゼル法及び事前相談についての紹介等を通じて、制度の周知が進んだ。</p>	<p>中国等のアジア向けの循環資源の輸出量が急増しており、引き続き、バーゼル条約の制度の趣旨の周知を図り、不適正な輸出入を防止する必要がある。 一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的に形成することを念頭に置き、日本と循環資源物流が非常に大きいアジアを中心に、資源循環を推進するネットワークを構築する必要がある。</p>
77	経済産業省	<p>アジア各国における廃棄物の適正な処理の推進及びアジア大の資源有効利用を図るため、適切な資源循環システムの構築を図る観点から、アジアにおけるリサイクルの推進を目的とした技術協力を実施する。</p>	<p>平成16年12月、タイの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物・リサイクルコース研修(AOTS)を実施。我が国のリサイクル、廃棄物管理に対する取り組みへの理解を深めさせた。(研修受講者は30名)。 平成17年2月、ベトナムの研究機関関係者、企業関係者を対象に、廃棄物管理導入研修(AOTS)を実施。CTC(Center for Technology Transfer)及びHEPZA(ホーチミン輸出加工区)の環境管理者が廃棄物の全体の流れや廃棄物処理の各段階に於ける処理技術を習得させた(研修受講者は30名)。 平成17年3月、マレーシアのリサイクル関連民間企業の実務担当者を招聘し、我が国のリサイクル政策とリサイクル産業の現状を紹介した(招聘者数26名)。</p>	<p>リサイクルに関心を有する国も多くなり、研修対象国が昨年度に比べ増加した。</p>	<p>各国のリサイクルへの取り組みの状況を踏まえつつ、技術協力を実施する。</p>

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	
78	経済産業省	<p>新たなリサイクルシステムの構築 自動車用バッテリーのリサイクルシステムの再構築に関する検討会を実施。</p>	<p>バッテリー回収・リサイクルシステムの再構築のため、関係主体が果たすべき役割や実効性を確保するための方策等についての検討会（専門委員会）を、産業構造審議会及び中央環境審議会に設けて合同で議論を進め、今般、報告書（案）の審議を行ったところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催経過：平成17年5月11日、6月7日、7月25日～3回開催</li> <li>検討会名称：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ自動車用バッテリーリサイクル検討会・中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車用鉛蓄電池リサイクル専門委員会 合同会合</li> </ul> <p>再構築に向け、実効性を確保するための方策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車用バッテリーを資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定するとともに、自動車用バッテリーを部品として使用する製品を指定（同法政令）</li> <li>リサイクルの実施主体を規定（同法省令） <ul style="list-style-type: none"> <li>バッテリー製造事業者及び輸入者</li> <li>バッテリー使用機器製造事業者及び輸入者</li> </ul> </li> </ul>	<p>産業構造審議会及び中央環境審議会に検討会（専門委員会）を設けて合同で議論を進めている。</p>	<p>パブリックコメントの結果を踏まえて、報告書を取りまとめ、それに基づき、本年度秋を目途に資源有効利用促進法の政省令の改正を実施する予定。</p>
80	経済産業省	<p>各国が相互に連携し、域内における資源有効利用を促進することで資源消費量を抑制し、同時に環境汚染の拡散を防止することによって、持続可能なアジア循環型経済社会圏の構築を図る。</p>	<p>平成16年5月に産業構造審議会・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループを設置し、6月から10月まで5回の審議を行い、報告書（「持続可能なアジア循環型経済社会圏の実現へ向けて」）を取りまとめた。</p> <p>この報告書では今後の総合的な施策展開の方向性として次のような整理を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>政策対話の実施 グリーン・エイド・プラン（GAP）等の政策対話の場を活用して、今後アジア各国との間で、日中リサイクル政策対話など二国間の政策対話を実施していく。</li> <li>情報の共有化 各国ルールや廃棄物処理・リサイクル業者に関する情報の共有化を図ることが必要。また、循環資源の流れの実態を把握するため、統計の整備等も進める。</li> <li>アジア各国における循環型経済社会構築に向けた支援 技術協力や人材育成、国際協力銀行の投資金融の積極的な活用等を検討する。</li> <li>アジア域内における資源循環ネットワークの構築に向けた施策 トレーサビリティ確保の具体的手法等について検討を進めていくとともに、静脈物流システムの構築や国際機関等との連携を図る。</li> </ul> <p>平成17年4月に3Rイニシアティブ閣僚会合のサイドイベントとして開催された3Rイニシアティブ国際シンポジウムでも議論を行った。</p>		<p>昨年9月に北京で開催された「日中リサイクル政策対話」の第2回会合を開催予定。</p>

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
81	経済産業省	製品のライフサイクル全体において、天然資源消費量、廃棄物発生量及び環境負荷を最小化するような対応が可能となるよう、製品毎の3Rシステムの高度化を図るために必要な措置について、検討を開始した。	平成17年1月に産業構造審議会・廃棄物リサイクル小委員会に製品3Rシステム高度化ワーキンググループを設置し、同年8月まで7回の審議を行い、同年8月に取りまとめを行った。本取りまとめを踏まえて、希少性・有用性・有害性を持つ特定の物質情報をライフサイクルの各段階で管理できるよう、家電・パソコン等の製品について、製品含有物質の情報開示制度を導入する。 3R配慮設計・製造を推進するため、再生資源利用率等の製品の新たな評価軸や易解体性の表示方法等の統一化を図るための規格作成を進める。 さらに、これらの措置について、国際的な標準化に向けた対応を産業界と政府が連携して積極的に行っていく。	平成17年度に実態調査を実施し、平成18年度中にその調査結果を取りまとめる予定	製品含有物質の情報開示制度については、平成18年夏頃を目途に資源有効利用促進法の改正政省令を施行する予定。
82	国土交通省	平成14年5月に策定された「建設リサイクル推進計画2002」に基づいて平成22年度の目標等を定め、各種施策を実施。 建設発生木材については、千葉県をモデルとして、関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループを設置し、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画の策定に向けた議論を進める。 建設汚泥及び建設混合廃棄物についても、リサイクルを促進するための検討を進める。 建設発生土については、平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に基づき、平成22年度までに公共工事における利用土砂の建設発生土利用率を95%にすることを目標に、建設発生土の工事間利用等を推進。	建設副産物の再資源化率等 14年度実績      22年度目標 <再資源化率> アスファルト・コンクリート塊      99%      98%以上 コンクリート塊      98%      96%以上 建設発生木材      61%      65% <再資源化・縮減率> ・建設発生木材      89%      95% ・建設汚泥      69%      75% ・建設混合廃棄物 対12年度排出量比      対12年度排出量比 31%削減      50%削減 ・建設廃棄物全体      92%      91% <利用土砂の建設発生土利用率> ・建設発生土(全体)      65%      90% ・建設発生土(公共工事)      65%      95%	平成17年度に実態調査を実施し、平成18年度中にその調査結果を取りまとめる予定	アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊 平成14年度の実績でいづれも目標値を達成しており、今後はその維持を図る。 建設発生木材 関係省庁、千葉県、関係業団体等で構成するワーキンググループにおいて、千葉県における建設発生木材リサイクル促進行動計画を策定する。将来的にはその成果を踏まえ全国展開を図る。 建設汚泥 建設汚泥再生利用指針検討委員会において、再生利用の促進に関する検討を行う。 建設混合廃棄物 首都圏建設副産物小口巡回共同回収システム構築協議会において、本システムの構築に向けた検討を行う。 建設発生土 平成15年10月に策定した「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」に掲げた各種施策を着実に実施する。
84	国土交通省	F R P船リサイクル関係 F R P船の3Rを推進する。 ・経済的なF R P船リサイクルシステムを構築するための技術的・制度的基盤の整備を図る。 ・F R P材の使用量が少なく、使用済みになった際の処理が容易な「エコ・ボート」の開発 ・F R P船の長寿命化技術の研究など。	平成16年度には、リサイクルシステム事業化に向けた制度面の検討として、リサイクルシステムに必要とされる機能等に関する検討を実施した。	平成15年度までの調査・検討によりリサイクル・リユースの基礎的技術を確立することができたことから、現在、事業化や普及に向けた取り組みを進めているところである。	これまでの調査検討等により、技術的課題については所期の目標を達成。 今後は、開発された技術が有効に活用されるよう普及のために取り組む。 また、F R P船のリサイクルシステム構築に向けて、制度化のために必要な措置等の検討を引き続き進めていく。



第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
85	国土交通省	国際静脈物流システムの構築 将来発生量の増大が見込まれる鉄くず等の余剰循環資源について、その有効活用を図るため、循環資源の輸出ターミナルの拠点化・大型化・情報ネットワーク化等による効率的な国際静脈物流システムの構築に向けた検討を進める。	物流管理の強化、情報ネットワークの形成など効率的な国際静脈物流に対応したリサイクル拠点及びネットワークの形成に向けた推進方策について検討している。 平成16年度には、国際静脈物流の効率化を図るにあたり必要となる情報ネットワークシステムの構築に向けた検討を行った。	物流情報交換、廃棄物情報追跡等の情報ネットワークシステムに必要な要素を抽出し、システムの構築に向けた検討を行う等、国際静脈物流システムの構築に向け進展が見られる。	循環資源の品質管理の強化及び情報共有化等、循環資源の輸出を適切かつ効率的に行うための検討を行う。
86	環境省	廃棄物等の不適正な輸出入の防止 ・廃棄物等の輸出入に関する事前相談を実施する。 ・輸出入事業者等に対してパーゼル条約の趣旨やパーゼル法及び廃棄物処理法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためのパーゼル法等説明会を開催する。 ・不法輸出入が疑われる事案について、港において税関が実施するコンテナの開封検査等に立ち会うなど、廃棄物等の不適正な輸出入に対する水際対策の強化に努める。 ・日本との間で循環資源の貿易量が大きいアジア地域において適正な循環資源等の輸出入を確保するため、アジア各国間で不法輸出入事案や各国の関係法制度の情報共有等を行うアジア不法輸出入防止ネットワークを構築する。	パーゼル法に基づく平成16年の輸出の承認件数は11(5)件(括弧内は平成15年のデータ。以下同じ。)輸入の承認件数は19(19)件 廃棄物処理法による平成16年度の輸出の確認件数は78(43)件、輸入の許可件数は1(4)件。 パーゼル法等説明会を平成16年度に全国8(7)か所で開催。 我が国の企業が中国へ輸出した廃プラスチック中に、中国の基準に違反する再生利用に適さないものが混入していたことから、平成16年5月、中国政府は日本からの廃プラスチックについて輸入停止措置を講じた。 このような問題の再発を防止するため、廃棄物処理法改正案を第162回国会に提出したほか、中国関係法令の日本語訳のホームページ掲載やパーゼル法等説明会を通じて中国の関係制度の周知を行った。 平成16年12月にアジア各国のパーゼル条約担当者を招いたワークショップを開催し、アジア域内での有害廃棄物の不法輸出入を防止するためのネットワークを構築することが合意された。また、当該ネットワークの活動の一つとして、ウェブ上での情報の交換・共有等を目的としたホームページを構築し、その試行運用を行った。	パーゼル法等説明会等により引き続き関係者への法制度等に関する情報提供を行った。 廃棄物処理法の改正による罰則強化等により、廃棄物等の不適正な輸出入防止への取組が進捗した。 アジア域内での有害廃棄物の輸出入等を防止するためのネットワークの構築については平成16年度に第1回ワークショップを開催して同ネットワークの構築が合意され、また各国法制度の情報交換等を行うウェブサイトの試行運用を開始するなど平成17年度以降の取組の基礎を作ることができた。	日本からアジア各国に向けて、循環資源の輸出量が急増しているほか、電気・電子機器廃棄物等の不法輸出が懸念されており、引き続きパーゼル法及び廃棄物処理法に基づき不適正な輸出入を防止する必要がある。 一方で、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理を確保しつつ循環型社会を国際的に形成することを念頭に置き、日本と循環資源物流が大きいアジアを中心に、新たなルールや仕組みを検討するとともに、キャパシティビルディング等途上国支援を図る必要がある。
88	環境省	廃棄物処理法を改正するとともに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)に基づき、支障除去等事業を行う都道府県等に支援を行った。 廃棄物処理法の改正 ・指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)制度の創設 ・国の役割の強化 産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定 ・平成9年廃棄物処理法改正法の施行(平成10年6月17日)前に開始された産業廃棄物の不適正処分による生活環境保全上の支障の除去等事業に財政支援。	不適正処分などの違法行為を抑止(早期発見・拡大防止)するため、都道府県等が行う監視パトロール、不法投棄監視連絡員(警察OBなどに委嘱)の設置、監視カメラの設置等に補助を行った。 平成16年度には、山梨県、秋田県、三重県の3事案について、産廃特措法に基づき県が策定した実施計画に環境大臣が同意した。 地方環境対策調査官を増員し、緊急時における国の廃棄物処理施設等への立入検査体制を強化した。	法改正等により施策の充実が図られたと考えるが、不法投棄等の対策については効果の評価に時間を要するものであり、過去の大規模事案が新たに発覚するなど課題も多い。引き続き施策の強化、充実、適正な実施が必要である。	保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務等を行う仕組みの見直し。 不適正処分事案の早期発見、拡大防止を図るための環境省における体制の整備。 地方環境対策調査官事務所の充実、強化。 制度を支える人材の育成。 優良産廃処理業者の育成。 電子マニフェストの普及促進。

第4節 安全で安心な廃棄物等の循環的利用と処分の実現

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
89	環境省	<p>市町村において処理することが困難な廃棄物(適正処理困難廃棄物)に関して、関係者の適切な役割分担のもとで、適切な処理体制が構築されるよう検討を進めている。</p>	<p>市町村における適正処理困難廃棄物の排出・処理実態・事故発生状況に関する調査結果を踏まえ、特に適正処理確保に関して要望が多かったスプリングマットレスやエアゾール缶について市町村、関係業界及び関係省庁と検討を行った。</p> <p>廃消火器及び廃FRP船の処理体制の具体化についても、関係業界や関係省庁などとともに検討を行った。</p> <p>廃密閉型蓄電池、廃開放型鉛蓄電池及び廃二輪自動車については、廃棄物処理法に基づく広域認定の対象となる一般廃棄物の品目に追加することにより、製造事業者等による自主的な処理体制の整備を図った。</p> <p>これにより、平成17年7月末時点で、廃二輪自動車について16件の認定を行っており、平成16年10月から、製造事業者等によるリサイクルが実際に行われている。</p>	<p>適正処理困難廃棄物の処理体制構築に向け、新たに広域認定の対象品目に追加し、または検討を開始するなど、必要な対策を講じている。</p>	<p>スプリングマットレスについては、関係業界において処理の実態、技術及びスキームの検討調査を行っているところ。また、一部のメーカーでは広域認定制度を活用した自社製品のリサイクルシステムを検討中であるため、こうした動向を注視しつつ、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、適切な処理体制の在り方について検討を行っていく。</p> <p>エアゾール缶については、関係業界が充てん物を容易に排出できる中身排出機構の採用を早急に行うとともに、関係業界、市町村が中身排出機構についての周知を図り、充てん物の入った缶が排出されないよう努めることとしている。また、これらを補完する具体的内容について、引き続き市町村、関係業界及び関係省庁とともに、検討を行っていく。</p> <p>廃消火器については、関係業界や関係省庁とともに、広域認定制度の活用を念頭にしたりサイクル体制について協議を行っているところ。今後は所要の手続きを経て、広域認定の品目に追加する予定。</p> <p>廃FRP船については、関係業界や関係省庁とともに、広域認定制度の活用を念頭にしたりサイクル体制について協議を行っているところ。今後はリサイクル費用の徴収時期などについて、市町村の意見聴取等を経て、広域認定の品目追加を検討する予定。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
91	文部科学省	「人・自然・地球共生プロジェクト」 大学をはじめとした各研究機関等の研究資源を活用し、環境分野における研究開発を効率的に推進するため、温暖化予測「日本モデル」ミッション及び水循環変動予測ミッションからなる「人・自然・地球共生プロジェクト」を推進する。	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)における第4次評価報告書に寄与できる精度の高い温暖化予測を目指して、「日本モデル」の開発を推進 ・水循環モデルの素過程のモジュール開発を推進 ・水収支のシミュレーションを行うための0.1度メッシュのGISデータ整備に着手し、高解像度な水循環モデルの開発を推進。 平成17年3月には平成16年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、「日本のモデル」の開発や広域水循環モデルの開発や水資源予測の素過程のモデル化等が順調に進展しており研究開発は概ね順調に進捗しているとの講評を得た。	概ね順調に進捗していると判断する。	温暖化予測の開始に向けたモデル開発・改良が進展し(IPCCへ温暖化予測計算結果を提出できた等の成果が得られた。)、陸水循環過程の解明に向けた高精度な水循環モデルの開発が順調に進展。平成16年度に中間評価を実施したところ、引き続き研究開発を着実に推進することとの評価を受けた。
		「一般・産業廃棄物・バイオマスの複合処理・再資源化プロジェクト」 産官学の連携・協力により、都市・地域から排出される廃棄物・バイオマスの無害化処理と再資源化(原料化・燃料化)に関する技術開発を行うとともに、要素技術、影響・安全性評価及び経済・社会システム設計に関する研究開発を行い、再資源化技術の実用化と普及を目指す。	平成16年度には、前年度に実施した各研究機関等における研究開発のための設備・機器等の構築及びシステムの基本的な設計等をもちいて、システム開発導入を行うとともに実証実験を本格的に開始。 高効率ガス化・エネルギー変換に関するプロセス技術開発では、目標としたエネルギー変換効率：従来方式1.1倍を達成した。 平成17年3月には平成16年度研究成果報告会を開催し進捗状況の講評を行ったところであり、全体的に研究開発は概ね順調に進捗しているとの評価を得た。	概ね順調に進捗していると判断する。	引き続き研究開発を推進するとともに、平成17年度において、研究計画・評価分科会地球環境科学技術委員会において、プロジェクトの進捗について中間評価を実施予定。
93	総務省	地方自治体職員に対して研修を行っている自治体において、第1部課程(都道府県及び市の職員を対象)、第1部特別課程(第1部課程と同じ)、第2部課程(指定都市を除く市町村職員を対象)、第2部特別課程(第2部課程と同じ)、第3部課程(都道府県及び市町村職員を対象)の5つの課程で、「環境政策論」という研修科目を実施している。	各課程において、「環境政策論」の研修科目を実施。	平成16年度も計画どおり実施している。	自治体において、地方分権の推進に伴う地方公務員に対する行政ニーズの変化等に対応したカリキュラムの見直しを行っている。
94	総務省	地球環境保全・創造事業として、地方公共団体において実施される取組を支援するため ソフト事業に1,900億円程度 ハード事業に500億円程度、地方財政措置を講じた。 また、リサイクル推進対策事業として、環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される取組に対して、980億円程度の地方財政措置を講じた。			地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、地球環境保全・創造事業及びリサイクル推進対策事業に地方財政措置を講じる。

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
95	農林水産省	<p>林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。</p> <p>また、製材業、木材販売業等を営む企業（個人）が、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの発生を抑制する焼却炉等の導入に対する機械設備導入のリース料の一部を助成する。</p> <p>さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進する。</p>	<p>27地域（平成15年度23地域）において木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。</p> <p>民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を5課題（平成15年度3課題）選定し、実施。</p> <p>8企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。</p>	<p>木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。</p>	<p>木質バイオマスエネルギー利用施設等や木くず焚きボイラーの整備、木材の循環利用推進のための技術開発等を今後もさらに進めていくことが必要である。</p>
		<p>海洋環境等への負荷を低減させるため、水産物の流通加工過程における水産加工残滓等の有効利用及び適正処理を図る再資源化施設、窒素・磷等を除去するための高度な排水処理機能を有する排水処理施設の整備等を実施。</p> <p>水産加工団地から排出される加工残滓等を有効利用し、排出物をゼロにするゼロエミッション型水産加工団地を整備するために必要な残滓処理施設等の整備を実施。</p>	<p>平成16年度は、2地域において水産廃棄物の再資源化施設の整備を実施。</p>	<p>平成15年度（第1回フォローアップ時）に3件、今回は2件の施設整備を実施。今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある</p>	<p>「漁業経営構造改善事業」、「高度衛生管理型水産物供給施設モデル整備事業」、「沖縄県水産業拠点強化構造改善特別対策事業」、「水産物産地流通加工施設高度化対策事業」、は平成16年度で終了し、平成17年度からは同事業を「強い水産業づくり交付金」に統合して実施。</p>
97	経済産業省	<p>エコタウン事業の取り組み。</p> <p>それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（ソフト事業は平成16年度限りで廃止）</p>	<p>本事業の実施により、これまで24地域のエコタウンプラン（環境と調和したまちづくり計画）を承認。</p> <p>併せてプラン中の56中核リサイクル施設整備事業（環境省補助分を含む）及びソフト事業に対し財政支援を実施（平成17年8月現在）。</p>	<p>昨年度に比べて、承認地域が3地域増加（20地域 23地域）、補助施設数が11施設増加（45施設 56施設）すると共に、ソフト事業は累計で99事業に対して支援を実施しており、リサイクルの進展及び先進的な環境調和型まちづくりに寄与している。</p>	<p>16年度からリサイクル施設整備事業（ハード事業）においては、リサイクル技術の先進性に加え、地域の産業インフラ、人材、技術、市場等の地域資源を有効に活用した、より高い事業安定性と持続可能性を有する事業について支援する等、制度の変更を行った。</p> <p>また、補助金交付施設の現状の把握、評価を行い、新たな課題（処理困難物のリサイクル、アジア域内の資源循環）に対応できるよう見直すことが必要。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
98	国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(1) 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成を促進する。</p> <p>&lt;循環資源国内輸送コスト低減率&gt; 目標値：平成14年度比約1割減(H19年度)</p>	<p>平成15年までに、18港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。民間事業者が行う循環資源取扱施設の整備に対し、低金利の融資により支援する。民間団体が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備を促進する。</p> <p>&lt;循環資源国内輸送コスト低減率&gt; 平成16年度の実績値は平成14年度比約7%減であり、海上輸送による輸送コスト低減に進展が見られる。静脈物流拠点とネットワークの形成による効果の発現が今後期待される。</p>	<p>平成15年度実績値は平成14年度比約2%減であり、進展が見られる。</p>	<p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p>
99	国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(2) 「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。 都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に焦点を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。</li> <li>平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。</li> </ul>	<p>平成15年度は、京阪神圏における廃棄物の流動状況や輸送手段等の実態把握に努めるとともに、静脈物流システム構築における課題と対応策について、特に海運の活用に焦点を当てながら、その具体化を図った。</p>		<p>環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を発展させていくことが期待される。</p>

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
100	環境省	廃棄物のリサイクルや適正処理を推進するため、地方自治体等によるリサイクル施設、焼却施設、最終処分場等の廃棄物処理施設の整備事業に対し、国庫補助を行っている。	平成16年度は、循環型社会の形成に資するリサイクル関連施設やごみ焼却施設等の廃棄物処理施設整備事業について、PFI手法を用いた6事業を含め288事業に対し国庫補助を行った。	平成15年度と比較すると、PFI手法を用いた事業を含め、採択事業件数が増加しており（平成15年度実績：PFI手法を用いた4事業を含めた261事業）、循環型社会の基盤となる一般廃棄物処理施設の整備を推進した。	循環型社会形成に対する取り組み状況を踏まえ、国の支援により、PFI手法など様々な手法を活用して循環型社会の基盤を支える廃棄物処理施設の一層の整備を図る。平成17年度予算において、廃棄物処理施設整備費補助金を廃止し、新たに循環型社会形成推進交付金を創設した。本交付金は廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を生かしながら国と地方公共団体が協働して広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としており、補助金と同様にPFI手法などを活用できることとしている。
101	環境省	一般廃棄物処理の現状及び施策の効果を把握するため、全国の市町村等を対象に「一般廃棄物処理事業実態調査」を毎年実施。	平成16年度は、平成14年度の一般廃棄物処理事業及び一般廃棄物処理施設に係る実態調査を全国の市町村等を対象に実施し、取りまとめた結果を平成17年1月に環境省ホームページ等において公表した。	調査結果の公表時期の早期化（2か月間）を実現した。	今後とも、一般廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の早期化に努め、調査対象年度の翌年度中にデータの公表を行うよう取り組むこととする。 ・平成15年度実績：平成17年9月目途公表 ・平成16年度実績：平成18年3月目途発表
102	環境省	公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、平成12年度より、「産業廃棄物処理施設モデル的整備事業」により、都道府県、PFI事業者または廃棄物処理センターが行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して国庫補助を行っている。	平成16年度においては、3事業者が整備する産業廃棄物の管理型最終処分場及び1事業者が整備する産業廃棄物の焼却施設に対して国庫補助を行った。	引き続きモデル的な設備を支援することにより、今後の模範となる産業廃棄物処理施設の推進及び不適正処理の防止を図っている。	今後ともこれまでどおり推進の方向
103	環境省	都道府県を対象に「産業廃棄物排出・処理状況調査」を毎年実施。	平成16年度は平成14年度における産業廃棄物排出量について都道府県別、種類別、業種別に排出量を推計。また産業廃棄物の再生利用量、中間処理量、最終処分量等の処理状況について、都道府県別に調査し、種類別に処理状況を推計。		今後とも、廃棄物処理事業の実態に関する情報を国民に迅速かつ的確に提供できるよう、調査票配布・回収・集計作業の効率化及び公表時期の一層の早期化に取り組む。

第5節 循環型社会を支えるための基盤整備

個表 頁	府省名	自主点検概要			
		取組概要	進捗状況	第1回フォローアップ時との比較とその評価	今後の課題・見直しの方向性
104	環境省	NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。	平成16年度は61件の新規事業と4件の継続事業の応募があり、以下の5件の事業を採択して実証事業を実施した。 <b>【新規事業】</b> ・ オフィス家具のリファービッシュ実証モデル事業 ・ 不用消火器の回収システム構築及び肥料化事業 ・ エコレストランシステム実証モデル事業 <b>【継続事業】</b> ・ 南九州における900ml茶びんの統一リユースシステムモデル事業 ・ エコマネーを利用した有機性循環資源リサイクル事業	引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進している。	引き続き平成17年度も事業を公募して実施する。 なお、採択事業については、概要をとりまとめた循環白書やwebマガジン Re-Style において紹介している。
105	環境省	地域における環境パートナーシップの形成循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域におけるNPO・NGOなどの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。	環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も検討を続け内容の充実を目指す。 地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ(16年度は、中部・近畿・中国に設置。17年度は北海道・東北に設置予定)。	地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。 16年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。	今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予定。 地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。